

令和7年4月16日

市政記者クラブ 様

住宅都市局 住宅部 住宅管理課

担当：松田

電話：052-972-2950

(19時00分まで職員が待機します)

### 個人情報が含まれる書類の誤送付について

みだしの件について、行政財産使用許可の手続きにおいて、個人情報が含まれる書類の誤送付事案が発生しましたので、下記のとおりご報告します。

#### 記

##### 1 誤送付した個人情報の内容

行政財産の使用にかかる許可相手先1名の氏名、住所

##### 2 状況

- ・ 4月11日(金)に、名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課が行政財産使用許可書を送付いたしました。
- ・ 4月16日(水)午前11時50分頃、送付物を開封した許可相手先Aさんから通報があり、異なる許可相手先であるBさんに送付すべき行政財産使用許可書を、誤ってAさんに送付していたことが判明しました。

##### 3 対応

- ・ Aさん及びBさんに事情の説明と謝罪を行い、Aさんに誤送付した行政財産使用許可書は、ただちに回収しました。
- ・ Bさんに送付した行政財産使用許可書については、未到着であることから、到着次第確認いたします。

##### 4 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後このようなことが発生しないよう、改めて個人情報の重要性を職員に周知します。

また、複数人によるチェックを確実にを行い、正しい送付先であることの確認を徹底します。